

変更理由書

須坂都市計画道路は、昭和 15 年に当初の路線が決定され、その後、隣村との相次ぐ合併により行政区域が増大し、地域間を結ぶ交通網整備、人口増加による交通需要の増加に対応するために、昭和 36 年に全面改正を行い、13 路線が決定された。以降、新たな都市計画道路の決定や変更が行われ、現在 19 路線が計画決定されている。

須坂都市計画道路の総延長は合計 48,140m、その内、整備済延長が 23,694m であり、令和 4 年度末時点での整備率は約 49%にとどまっている。

須坂都市計画道路の多くが戦後から高度成長期の人口増加や市街地の拡大が続くことを想定し計画決定がされてきたが、少子・高齢化に伴う人口減少や景気低迷、財政状況の悪化、コンパクトシティへの転換等、都市計画決定当時と比べ、社会経済情勢が大きく変化している中、必要性に変化が生じている区間がある。

この様な状況を踏まえ、須坂市においては平成 17 年度から須坂市都市計画道路の見直しに取り組み、対象地域との合意形成や関係機関協議を進めてきた。また、第六次須坂市総合計画（基本構想・前期基本計画）（令和 3 年 3 月策定）において、減少が進む歴史的建造物の保存・町並の保全を図るため、重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた取組を市民とともに進めるとともに、重要伝統的建造物群保存地区内に存在する都市計画道路のあり方についても検討を進めてきた。このことから、以下のとおり都市計画道路の変更を行うものである。

3・5・3号 駅前線

須坂都市計画道路 3・5・3号駅前線は、隣村との相次ぐ合併により行政区域が増大し、市の都市機能の増進を図る観点から、昭和 36 年の須坂都市計画道路の全面改正に伴い決定され、起点を大字須坂字宗石、終点を大字日滝字宮原とし、市の中心市街地から旧日滝村地域を結ぶ延長約 2,490mの道路である。

このたび、並行する 3・4・4号山田線において、伝統的建造物群保存地区を決定することから、上中町交差点から終点の高山村との行政界までの区間を廃止する。

このことから 3・4・4号山田線が担っていた、上中町交差点から高山村との行政界までの区間の機能を駅前線へ振替えるものであり、終点大字日滝字宮原から高山村との行政界までの延長約 630mの区間を追加し、終点位置の変更を行う。

併せて、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 331 号）及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令（平成 10 年建設省第 37 号）に基づき、車線数を決定する。

3・4・4号 山田線

須坂都市計画道路3・4・4号山田線は、隣村との相次ぐ合併により行政区域が増大し、市の都市機能の増進を図る観点から、昭和36年の須坂都市計画道路の全面改正に伴い決定され、起点を大字村山字柳島の長野市との行政界、終点を大字日滝字宮原の高山村との行政界とする延長約6,810mの道路である。また、過半が国道406号と重用しており、市街地の中心を東西に横断し、隣接する長野市及び高山村を結ぶとともに、都市の骨格を形成する主要幹線道路として都市計画決定された路線である。

このたび、須坂市中心市街地において、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保全するために、須坂市伝統的建造物群保存地区を決定する。

このことから、当該路線と伝建範囲が重複する区間を廃止するとともに、当該路線の上中町交差点から高山村との行政界までの区間が担っている機能を、3・5・3号駅前線へ振替えることにより、延長約2,540mの区間を廃止し、終点位置の変更を行う。

なお、当該路線を廃止した道路網における将来交通量推計の結果では、大きな支障はないと考えられる。